



消費者トラブルで困ったら、一人で悩まず相談を！ 5月は全国消費者月間です

市消費生活センターでは、暮らしの中で起こる消費生活に関するさまざまなトラブルの相談を受け付けています。少しでもおかしいと不安に思ったときは、気軽に相談ください。

◎問い合わせ 市消費生活センター ☎ 23-7154

令和7年度の相談件数

市消費生活センターに寄せられた相談件数は431件。内訳は、多重債務52件、通信販売103件、悪質商法33件などです。

世の中の混乱や不安に付け込み、悪質な手口で高額な契約などを迫ってくる場合もあります。不審に思った時や少しでもおかしいと感じたら、すぐに市消費生活センターに相談しましょう。

同センターでは、弁護士による無料法律相談を毎月行っています。一人で悩まず、早めに相談ください。※消費生活相談・弁護士法律相談について詳しくは、2月27日発行の「暮らしの情報保存版」に掲載しています

知らないで怖い！

SNSがきっかけのトラブル

年々相談件数が増加しているSNSに関するトラブル。今回は、消費生活センターに相談が多く寄せられている事例を紹介します。

●スキマ時間に稼げるなどという副業トラブルに注意！

SNSや動画広告などで「いいねを押すだけ」などの簡単な作業で稼げるという副業を見つけて応募した

ところ、高額報酬を得るためにはまず振り込みが必要と指示され、その後もさまざまな理由で振り込みをさせられたが、高額報酬は得られなかった事例。教えた個人情報が悪用される場合もあります。

◆注意すべきポイント

一度振り込んでしまうと、被害回復は困難です。「簡単に稼げる」「もうかる」ことを強調する広告は詐欺の可能性があるため、うのみにしないようにしましょう。

●お試しのつもりが定期購入に

SNS上の広告を見て、1回だけのつもりで商品を注文したところ、定期購入が条件の契約だった事例。広告に「いつでも解約できる」と書

いていても、実際には容易に解約できない場合もあります。

◆注意すべきポイント

注文前に、販売業者の情報や契約条件などを入念に確認しましょう。特に「最終確認画面」で解約条件などを確認し、その画面をスクリーンショットで保存しておくことが大切です。

困ったらすぐに相談ください

市消費生活センターでは、専門的な知識を持つ相談員が相談に応じ、事業者との自主交渉の方法や具体的な解決方法について助言や情報提供を行います。消費生活に関するトラブルで困ったときは、抱え込まずに気軽に相談ください。

☑ 購入前に確認！チェックリスト

次のチェックリストを活用して、通信販売での定期購入トラブルを未然に防ぎましょう。

- 定期購入が条件になっていませんか
 - 定期購入の場合、継続期間や購入回数が決まっていますか
 - 支払い総額はいくらですか
 - 解約時の連絡手段を確認しましたか
 - 「解約・返品できるか」、「返品条件（返品特約）」、「解約条件」を確認しましたか
 - 配達日や、利用規約の内容を確認しましたか
 - 未成年者の場合、「法定代理人の同意を得ている」のチェック欄に保護者の同意を得てチェックしましたか
 - 未成年者の場合、年齢や生年月日を偽らずに申し込んでいますか
- ※契約条件などが記載されている画面は、スクリーンショットで保存しましょう

5月は赤十字運動月間です

5月8日の「世界赤十字デー」に合わせ、毎年5月は赤十字運動月間となっています。今回は、日本赤十字社の取り組みについて紹介します。

◎問い合わせ 福祉課

☎ 36-8711

災害時の被災者救援活動

災害現場への医療スタッフ・救療ボランティアの派遣や救療物資の配布、炊き出しのほか、心身のケアや避難所運営などを行っています。

赤十字講習の実施

事故や病気に対する応急処置の方法や家庭内での病気の予防、高齢者の介護方法などの普及を目的に、救急法や生活支援の講習などを行っています。

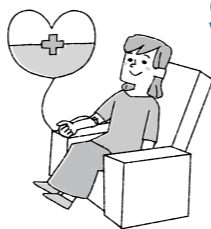


赤十字奉仕団の育成

福祉施設や一人暮らしの高齢者との交流をはじめ、大規模災害発生時の救援活動などを行う赤十字奉仕団を育成しています。

募金や義援金の受け付け

赤十字の活動は、皆さんからの寄付金などを財源としていて、国



内外の被災者への医療救護活動や物資の提供などを目的に、募金や義援金の協力をお願いしています。赤十字へ多くの募金を寄せられた個人または法人には、表彰制度もあります。詳しくは、市ホームページを確認ください。



献血（血液事業）

輸血や血液製剤による治療を必要とする人に血液を提供するため、献血に協力ください。献血は、常設会場の献血ルーム（カリノ宮崎・宮崎市橋通東四丁目8-1）のほか、県内を巡回する献血バスで実施しています。



●献血バスの運行スケジュール

日時や会場などは、県赤十字血液センター（☎ 0985-15011800）のホームページを確認ください。



5月12日は

民生委員・児童委員の日

◎問い合わせ

福祉課 ☎ 36-8711

福祉に関する相談や支援の担い手である「民生委員・児童委員」。全国民生委員児童委員連合会では、5月12日を「民生委員・児童委員の日」と定め、さまざまなPR活動を行っています。



人暮らしの高齢者や体の不自由な人、生活に困っている人、子育て世帯などの悩みや心配事の相談に際し、市や関係機関との「つなぎ役」として活動しています。

子育てに関することは主任児童委員へ

主任児童委員は、子どもや子育てに関することを専門に活動しています。関係機関と児童委員との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助や協力を行います。

地域の「つなぎ役」

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、社会福祉の増進を目的に活動しています。また、児童福祉法に基づき児童委員も兼ねるため「民生委員・児童委員」とも呼ばれています。それぞれの区域を受け持ち、一



都城市および高城地区民生委員児童委員協議会会長
坂元 京子さん(高城町有水)

安心して相談ください

昨年12月の一斉改選（3年の任期）で、新たに312人が委嘱されました。民生委員・児童委員は、地区内の一人暮らしの高齢者宅への訪問や、通学する児童の見守り活動を行っています。

委員には守秘義務があり、活動で知り得たことを漏らすことはありません。一人で悩まず、安心して相談ください。